いかるが 斑鳩

12
2024
No.711

12月号の目次

2	自治会参加でつながる地域の輪
4	12月3日～9日は「障害者週間」です
6	叙勲・町功労者表彰
7	パゴにっき
8	令和6年度上半期財政状況
10	教育委員会関係会計年度任用職員募集
12	斑鳩文化財センターだより
13	図書館だより
14	住民活動センターだより
15	年末年始のごみ・資源物収集のお知らせ
16	まちの情報
20	保健センターだより

「友好都市で"斑鳩町をPR！」（P22に関連記事）

掲載しているイベント等の情報は、11月21日時点での情報です。状況により変更となる場合があります。

自治会参加でつながる地域の輪わ！

総務課（☎内線２７４）
自治会連合会事務局

「ご近所づきあいはめんどう・・・。」「地域とのかかわりなんて必要なの？」情報化がすすむ現代では、ご近所や地域とのかかわりは必要ないと考える人も少なくありません。また、自治会に加入するメリットを実感できない、役員がまわってくると大変などの理由から自治会の加入世帯が減少し、解散などをせまられる自治会が全国的にも多くあります。

斑鳩町には、世帯数はさまざまですが、１７２の自治会があり、それぞれの団体が工夫し、町と連携をはかりながら住みよい地域づくりのための活動をしています。

自治会は子どもから高齢者まで幅広い世代の交流ができる、もっとも身近な組織です。

この機会に自治会について考えてみませんか。

自治会のそぼくなギモン

自治会ってどんなことをしているの？

自治会は、自分の住む地域をよりよくするために活動する住民自治組織です。活動内容は自治会によってさまざまですが、おもな活動例は、防災訓練、地域の清掃活動、ごみステーションの管理、高齢者の見守り、防犯パトロール、防犯灯や消防施設（ホース、格納箱）の設置・維持管理など、地域に住む人なら誰もが関係する生活に直結することです。

自治会加入は義務なの？

自治会への加入は義務ではありませんが、これまでに起きた大規模災害などの時には、地域のつながりがあったおかげで救われた命が多くあります。町としても自治会活動をさまざまな形で支援していますので、まだ加入していない人は、ぜひ、加入をご検討ください。

加入するメリットはどんなこと？

行政情報が「回覧板」などを通して自治会内に共有されるほか、地域の身近な情報（イベントや生活関連）が入手できます。

また、草刈りや側溝清掃など地域の環境整備に協力して取り組み、住民同士の顔の見える関係ができることで、いざというときの助け合いにつながります。さらに、道路や水路、防犯灯の整備など生活をおくるうえでの課題について、自治会を通じて行政に要望することができます。このような自治会内のつながりによって住みよい地域になり、安心して生活することができます。

※自治会に加入するには、直接、地域の自治会役員にお申し出ください。地域の自治会が分からない場合は、総務課へお問い合わせください。

正木さんが
斑鳩町に
やって来る！

気象予報士で
防災士の正木（まさき）　明（あきら）さん

斑鳩町自治会連合会
主催事業

防災講演会

テレビでおなじみの正木明さんをお招きし、防災講演会を行います。

どなたでもご参加いただけますので、ぜひご来場ください。

（受講無料・事前申込不要・手話通訳あり）

参加者には防災グッズをご用意しています。（なくなり次第終了）

詳しくは、自治会連合会事務局（役場総務課内）へお問い合わせください。

日　時　１２月１５日（日）　午前９時５０分～１１時３０分
（開場：午前９時３０分）

場　所　いかるがホール　大ホール（興留１０丁目６－４３）

テーマ　「防災は自助・互助・協働のまちづくり」
～力をつける・たすけあう・ともにつくる～

講　師　気象予報士・防災士　　正木　明さん

※ 駐車場に限りがありますので、できるだけ自転車、徒歩等での
ご来場をお願いします。

▲講演会を企画した斑鳩町自治会連合会　令和６年度役員のみなさん

災害はいつ、どこで起きるかわかりません。
自治会に加入している人もそうでない人も、ご家族・ご近所お誘いあわせて、ぜひご参加ください！

12月３日～９日は「障害者週間」です

障害のある人もない人も ともに暮らしやすい社会をめざして

問合せ　福祉課（☎内線１２５）

ご存じですか？障害者差別解消法

障害者差別解消法は、障害があってもなくても共に生きる社会（共生社会）をつくることを目指し、「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。また、奈良県でも「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行されており、奈良県全体で、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めています。

不当な差別的取り扱いとは？

例えば、障害があるという理由だけでアパートの契約ができないことや、車椅子だからといって入店を拒否するなど、障害の有無だけが理由で異なる応対を受けることとなった場合は、不当な差別的取り扱いであるとみなされる場合があります。

合理的配慮とは？

合理的配慮とは、その人の障害にあった工夫や配慮を提供することをいいます。例えば、聴覚に障害のある人との受け答えについて、筆談で対応したり、車椅子の人が乗車する時に段差がある場合にスロープなどを用いて補助したりすることをいいます。

※詳しくは左ページをご覧ください。

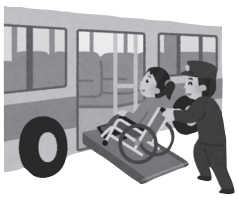

みなさんにもできること

法律では、一般の人に課せられている義務や罰則はありませんが、誰もが暮らしやすい社会を実現するために、地域のなかで助け合うことや、お互いの理解をすすめることが大切です。

障害のある人が困っている場合は、積極的に声をかけていただき、できる限りのサポートをお願いします。

ヘルプマークをご存じですか？

外見からはわからなくても、支援が必要な人が着用しています。ヘルプマークを身に着けている人を見かけた場合には、電車・バス内で席を譲る、声掛けをする、災害時に避難を支援するなど、思いやりのある対応をお願いします。

※ヘルプマークを希望する人は、福祉課へお問い合わせください。

ＳＴＯＰ！虐待！

障害のある人の生命、財産、権利を守るため「障害者虐待防止法」が施行されています。虐待は、人間が自分らしく生きる権利を著しく妨げます。また、虐待の早期発見、早期対応は、再発を防止し、被害者や加害者に対する効果的なケアを実施することにつながります。

もし、身近な家庭や職場、施設等で虐待の疑いが見受けられたら、通報をお願いします。

※土曜・日曜日、祝日、夜間等の通報は当直対応となります。

事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

令和６年４月１日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になりました。「事業者」とは、企業や団体、店舗のことであり、目的の営利・非営利、個人・法人を問わず、同じサービスなどを反復継続する意思をもって行う者をいいます。

個人事業主やボランティア活動をするグループも「事業者」に含まれます。

合理的配慮の提供とは

社会生活において提供されている設備やサービスなどは、障害のない人には簡単に利用できる一方、障害のある人にとっては利用が難しい場合があります。このような、障害のある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示されたとき、その実施に伴う負担が重すぎない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることを「合理的配慮の提供」といいます。

例：飲食店で障害のある人から「車椅子のまま着席したい」との申出があった。
⇒机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

合理的配慮の範囲

合理的配慮は事業者等の事務や事業の目的・内容・機能に照らし、実施に伴う負担が重すぎないことのほか、次の三つを満たすものでなくてはなりません。

1. 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること。
2. 障害のない人との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものであること。
3. 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと。

例：飲食店で障害のある人から食事介助を求める申出があった。
⇒その飲食店は食事介助を事業の一環として行っておらず、本来の業務に付随するものではないため、介助を断った。ただし、食べやすくするために箸のみを提供する代わりにスプーンやフォークを一緒に提供し、料理も切り分けて提供した。

「建設的対話」が重要です

合理的配慮の提供にあたっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、事業者と障害のある人との間で対話を重ね、共に解決策を検討する「建設的対話」が重要です。障害のある人からの申出への対応が難しい場合でも、障害のある人・事業者の双方が持っている情報や意見を伝えあい、建設的対話に努めることで、目的に応じてかわりの手段を見つけていくことができます。

例：小売店で混雑時に、視覚障害のある人から店員に対して、「店内を付き添って買い物を補助してほしい」との申出があった。
⇒混雑時のため付き添いはできないが、代わりに店員が買い物リストを書き留めて商品を準備する旨を提案した。

※ここで示している各具体例は、あくまでも考え方の一例です。実際には個別に判断する必要があります。

危険物従事者叙勲

警察官や消防士など危険性の高い仕事に就いていた方々に贈られる「危険物従事者叙勲」が発令され、斑鳩町からは、大川（おおかわ）　日出美（ひでみ）さんが受章されました。

瑞宝双光章（警察功労）

大川　日出美さん

大川さんは、昭和45年から平成23年までの41年間、大阪府警察本部の第二機動隊や各署の地域課、刑事課などで勤務し、うち30年間は刑事捜査官として勤務されました。

受章にあたっては、「同僚や家族などの支えがあったおかげです。」と謙虚に感謝の気持ちを話してくださいました。

「千葉国際空港の警備派遣など数多くの警備や捜査に従事してきましたが、今でも悔しくて忘れられないのは、機動隊で同僚だった隊員が盗難暴走車両にはねられ殉職したことです。後に犯人逮捕に貢献するに至り、本人はもちろん家族や同僚の無念を少しでも晴らせたかと思います。」と振り返られました。

現在は、聖徳太子マラソン出場や斑鳩ライジングというシニアソフトボールチーム（平均年齢79歳、最高年齢87歳）に参加され、最高年齢者をめざしてがんばっておられます。

受章を心よりお喜びし、なお一層のご活躍を期待いたします。

令和6年度 町功労者表彰

斑鳩町の発展と振興に尽くされたみなさんの功績をたたえるため、斑鳩町表彰条例にもとづく表彰が11月2日にいかるがホールで行われ、次の2人が受賞されました。

【行政功労表彰】

・中井（なかい）　克巳（かつみ）　さん
（元保護司）

【町民功労表彰】

・岡澤（おかざわ）　優希奈（ゆきな）　さん
（第18回全国中学生少林寺拳法大会2位）

長年の町行政に対する功績につきまして心から感謝いたします。

また、輝かしい成績を収められ、おめでとうございます。

今後のご活躍を期待しています。

▲町功労者表彰を受けられた（左から）中井さん、岡澤さん

10/17 全国大会3位入賞 おめでとう！

JAPAN CUP 2024 チアリーディング日本選手権大会が国立代々木競技場で開催され、堺チアリーディングクラブに所属する斑鳩小学校５年生の髙畑（たかはた）　花乃（はなの）さんと斑鳩西小学校４年生の岡村（おかむら）　日葵（ひまり）さんが、自由演技競技小学校高学年部門でみごと３位に入賞されました。

中西町長を表敬訪問し、「初めての全国大会、日本一をめざしていたので、３位はくやしかった。来年は、日本一になりたい。」とこれからの目標を力強く語ってくれました。

10/7 防災功労者 防災担当大臣表彰 表敬訪問

防災体制の整備の面で貢献し、特にその功績が顕著であるとして、防災功労者防災担当大臣表彰を受賞した小林ハイツ自主防災防犯会のみなさんが町長を表敬訪問されました。

表彰式は９月11日（水）に東京都内で行われ、会長の堀さんが出席されました。

町では引き続き、自主防災組織との連携、災害に強いまちづくりを進めます。

パゴにっき

イベントや学校行事など、まちの話題をお届けします。

11/1~4 斑鳩の里文化芸術祭 —11/2は斑鳩町産業まつり2024と同日開催—

斑鳩の里文化芸術祭と斑鳩町産業まつりが、いかるがホールで開催されました。11月2日(土)の式典のオープニングでは、斑鳩東小学校太鼓クラブと和太鼓鵤(いかる)の有志のみなさんによる演奏がありました。続いて、町功労者・美術展覧会入選者の表彰、産業まつり・農産物品評会表彰も行われました。「翔(はばた)け！みんなのオンステージ」（小中高生による部活動発表）では、どのステージも日ごろの練習の成果を思う存分発揮することができました。

この日は、斑鳩町産業まつり2024と同日開催となり、多くのお客さんにお越しいただき、会場の内外ともに大いに盛り上がっていました。

また、美術展覧会では、期間中、洋画・水墨画・写真・書芸・彫塑工芸の５部門から出品された入選作品が会場を彩り、さまざまな文化・芸術・商工業に触れることができた４日間となりました。

11/10 第22回 中学生太子サミット

聖徳太子ゆかりの３町（大阪府太子町・兵庫県太子町・斑鳩町）の中学生が一堂に集い交流を深めることを目的に、大阪府太子町で「中学生太子サミット」が開催され、斑鳩町からは12人が参加しました。

午前は、「ふれあいTAISHI2024 with マルシェde たいし」で、イベントの参加者に向け、各町の紹介や聖徳太子クイズを行いました。

午後は、「今年度の生徒会活動の紹介」をテーマに発表を行い、各校の課題への取り組みなどについて議論しました。

サミットでの交流を通じて、互いの町や学校生活について理解を一層深めることができました。

10/30 米づくり体験学習 ～小学校稲刈り体験～

町立小学校の５年生は、総合的な学習の時間を活用して、米づくりについて学習しています。

秋晴れの中、児童たちは慣れない鎌に苦戦しながらも、農業振興会のみなさんからの丁寧な指導や助言を受け、手際よく収穫できるようになりました。

収穫したお米は、農業振興会で乾燥を行った後、玄米にして小学校へ届けられます。

児童たちは、“自らの手で収穫する”貴重な体験を通じて、お米の大切さを学ぶことができました。

町の財政状況をお知らせします

―令和6年度上半期―

みなさんが納めた税金や国・県から交付されるお金が１年でどれくらい入り、また、どんな事業に使われたのかという財政状況を、毎年２回に分けてお知らせしています。

今回は、令和６年９月30日現在の財政状況をお知らせします。　　政策財政課（☎内線253）

一般会計の予算執行状況

	予算現額	収入済額
地方交付税	32億2,941万円	21億4,754万円
町税	30億　574万円	17億4,420万円
国・県支出金	27億3,134万円	7億4,971万円
町債	7億　50万円	0万円
地方消費税交付金	5億4,450万円	3億1,737万円
繰越金	5億1,050万円	5億1,050万円
地方特例交付金	1億6,495万円	1億6,491万円
使用料及び手数料	1億5,758万円	8,137万円
その他	6億7,449万円	1億　898万円

	予算現額	支出済額
民生費	46億8,643万円	16億2,820万円
総務費	15億7,055万円	8億1,757万円
教育費	15億1,347万円	4億3,974万円
衛生費	10億6,366万円	3億5,566万円
土木費	9億7,369万円	4億3,007万円
公債費	8億5,525万円	4億3,291万円
消防費	4億　309万円	1億7,861万円
農林水産業費	2億1,076万円	2,905万円
その他	4億4,211万円	1億　590万円

予算現額
117億1,901万円

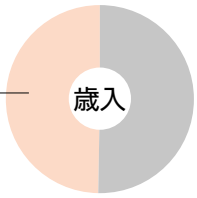

収入済額
58億2,458万円

予算現額
117億1,901万円

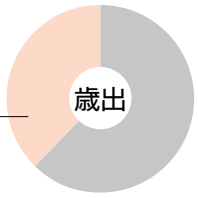

支出済額
44億1,771万円

※予算現額には、前年度繰越分4億5,789万円を含みます。

特別会計の予算執行状況

会計名	予算現額	収入済額	支出済額
国民健康保険事業	28億2,452万円	11億6,731万円	11億4,211万円
介護保険事業（保険事業勘定）	27億5,339万円	10億2,641万円	11億3,956万円
介護保険事業（介護サービス事業勘定）	1,697万円	934万円	569万円
後期高齢者医療	6億1,133万円	2億2,089万円	2億1,653万円
合　計	62億　621万円	24億2,395万円	25億　389万円

※表中の金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計とその内訳が一致しない場合があります。

財産の状況

土　地	363,455㎡
建　物	89,696㎡
有価証券	104万円
出　資	4億4,250万円
基　金	42億4,179万円
一時借入金	0円

一般会計の町債（借入金）の残高　65億754万円

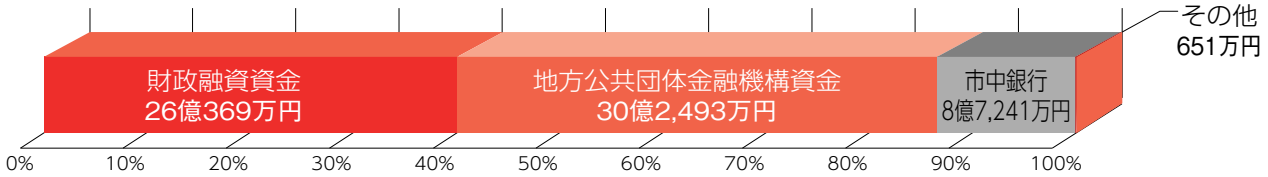

公営企業会計の経理状況

上下水道課
上水道係（☎0745-74-1401）
下水道係（☎0745-74-2406）

■ 水道事業会計　上半期の経理状況

イ．損益計算書　【令和6年4月1日～令和6年9月30日】　（消費税抜き）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
〔1〕水道事業費用	3億5,438万円	〔1〕水道事業収益	3億5,412万円
(1) 営業費用	3億4,649万円	(1) 営業収益	3億1,461万円
(2) 営業外費用	789万円	(2) 営業外収益	3,946万円
(3) 特別損失	0万円	(3) 特別利益	5万円
		〔2〕前期純損失	26万円
合計	3億5,438万円	合計	3億5,438万円

ロ．貸借対照表　【令和6年9月30日現在】　（消費税抜き）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
〔1〕 固定資産	51億5,656万円	〔3〕 固定負債	10億7,918万円
(1) 有形固定資産	51億5,608万円	〔4〕 流動負債	1億3,522万円
(2) 無形固定資産	25万円	〔5〕 長期前受金	22億9,603万円
(3) 投資（長期前払費用）	23万円	(資本の部)	
〔2〕 流動資産	5億4,185万円	〔6〕 資本金	16億7,328万円
(1) 現金預金	3億4,042万円	(1) 自己資本金	16億7,328万円
(2) 未収金	1億7,862万円	〔7〕 剰余金	5億1,470万円
(3) 貯蔵品	453万円	(1) 資本剰余金	1億1,648万円
(4) 短期貸付金	0万円	(2) 利益剰余金	3億9,822万円
(5) その他の流動資産	1,828万円	(うち前期純損失)	26万円
合計	56億9,841万円	合計	56億9,841万円

■ 下水道事業会計　上半期の経理状況

イ．損益計算書　【令和6年4月1日～令和6年9月30日】　（消費税抜き）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
〔1〕下水道事業費用	3億4,275万円	〔1〕下水道事業収益	4億1,899万円
(1) 営業費用	2億8,712万円	(1) 営業収益	8,650万円
(2) 営業外費用	5,563万円	(2) 営業外収益	3億3,249万円
(3) 特別損失	0万円	(3) 特別利益	0万円
〔2〕前期純利益	7,624万円		
合計	4億1,899万円	合計	4億1,899万円

ロ．貸借対照表　【令和6年9月30日現在】　（消費税抜き）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
〔1〕 固定資産	182億3,357万円	〔3〕 固定負債	75億9,041万円
(1) 有形固定資産	169億6,814万円	〔4〕 流動負債	2億6,161万円
(2) 無形固定資産	12億6,543万円	〔5〕 長期前受金	87億8,947万円
〔2〕 流動資産	3億5,850万円	(資本の部)	
(1) 現金預金	1億　901万円	〔6〕 資本金	18億3,755万円
(2) 未収金	1億8,556万円	(1) 自己資本金	18億3,755万円
(3) その他の流動資産	6,393万円	〔7〕 剰余金	1億1,303万円
		(1) 利益剰余金	1億1,303万円
		(うち前期純利益)	7,624万円
合計	185億9,207万円	合計	185億9,207万円

公民館・図書館・体育館・斑鳩文化財センター
会計年度任用職員の募集

教育委員会事務局総務課（☎内線233・235）

下記のとおり、令和７年度採用予定の教育関係会計年度任用職員を募集します。

◎**試験日時**　１月１９日（日）
◎**試験会場**　斑鳩町役場（予定）
◎**受験申込**　教育委員会事務局総務課で受付
（電話、Fax、郵送、インターネットなどによる受付は不可）
◎**申込期間**　１２月２日（月）～１３日（金）午前８時30分～午後５時15分（土曜・日曜日を除く）

職　種	職務の概要等	採用予定数	勤務時間	報　酬（令和6年4月1日時点 地域手当相当額を含む）	試験方法【提出書類】
公民館事務補助職員	パソコン等による事務処理・受付などの業務※1※2	４人程度	週5日勤務 原則午前8時30分～午後4時30分 （7時間勤務） （休憩1時間を除く）	時間給 1,108円	□述試験 【履歴書（市販用紙に応募者自筆）】
公民館事務補助職員（夜間）		４人程度	毎月シフトを組んで勤務日を決めます。 原則午後4時～10時 （6時間勤務）		
図書館事務補助職員（週５日勤務）		１人程度	週5日勤務 原則午前8時30分～午後4時30分 （7時間勤務） （休憩1時間を除く） （土曜夜間勤務あり）		
図書館事務補助職員（週４日勤務）		４人程度	週4日勤務 原則午前8時30分～午後5時15分 （7時間45分勤務） （休憩1時間を除く） （土曜夜間勤務あり）		
図書館事務補助職員聖徳太子歴史資料室（週３日勤務）		２人程度	週3日勤務 原則午前8時30分～午後5時15分 （7時間45分勤務） （休憩1時間を除く）		
体育館事務補助職員		１人程度	週5日勤務 原則午前8時30分～午後4時30分 （7時間勤務） （休憩1時間を除く）		
文化財技術職員	斑鳩文化財センターにおける業務 ※1※2※3	２人程度	週5日勤務 原則午前8時30分～午後5時15分 （7時間45分勤務） （休憩1時間を除く）	月額 207,972円～	□述試験 【履歴書（市販用紙に応募者自筆）、調査票（発掘調査および学芸業務歴）、学芸員資格証または資格取得見込証明書等の資格を証するもの】

【応募資格等】
※1　パソコン（ワード・エクセル）を使える人
※2　休館日以外の平日・土曜、日曜日、祝日の勤務が可能な人
※3　学芸員資格を有する人または令和7年3月31日までに資格を取得見込みの人
4年制大学卒業または大学院修了者で、考古学または歴史にかかわる分野の専門課程を履修した人、またはこれと同等の知識を有する人

放課後児童支援員・補助員(学童保育室勤務)募集

生涯学習課(☎内線２２３)

学童保育室で子どもたちと一緒に遊んだり、生活習慣などの指導をしたりするお仕事です。
シフト制勤務なので、１週間のうち数日だけ、１日数時間だけの勤務も可能です。

職　種	放課後児童支援員	学童補助員
仕事内容	学童保育室および学校敷地内での保育業務全般	
勤務地	斑鳩学童保育室、斑鳩西学童保育室、斑鳩東学童保育室のいずれか	
勤務時間	①月～金曜日 (学校休業日を除く)　放課後～午後７時30分 ②学校休業日(日曜日、祝日および年末年始を除く)午前７時45分～午後７時30分 これらの時間帯の中で、毎月シフトを組んで勤務時間を決定します。	
雇用期間	令和６年４月１日～令和７年３月３１日(翌年度以降も更新有)	
報　酬	時間給　１,２２４円 この金額は令和6年度の賃金相当額であり、令和7年度の額は未定です。	時間給　１,１０８円
応募要件	下記のいずれかの条件を満たしており、放課後児童支援員認定資格研修を修了した人 ・保育士、社会福祉士、幼・小・中・高等学校または中等教育学校の教諭免許のいずれかを有する人 ・大学、大学院、外国の大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科を卒業した人など	資格・経験は問いません。 大学生も勤務可能です。 経験年数など所定の要件を満たせば、放課後児童支援員の資格を取得することも可能です。
提出書類	・履歴書1通(市販用紙・応募者自筆) ・保育士証、社会福祉士登録証、教員免許状など応募資格を確認できる書類の写し ・放課後児童支援員認定資格研修修了証の写し	・履歴書１通 (市販用紙・応募者自筆)
提出先	教育委員会事務局生涯学習課	
試験方法	口述試験	

スクールサポートの学習支援員を募集します

教育委員会事務局総務課(☎内線２３４)

斑鳩町では、家庭学習を支援し、児童生徒の学力と学習意欲の向上をはかることを目的に、スクールサポートを行っています。このスクールサポートで、熱意をもって児童生徒の学習を支援いただく人を募集します。

仕事内容	児童生徒が行う宿題や補助教材で、わからないところの手助けなど各自の学力・学習状況に応じた指導をお願いします。
勤務地	斑鳩町立小中学校内(原則、勤務場所を固定して配置しますが、緊急的に他校への勤務を依頼することがあります)
勤務時間	下記の表に記載の曜日、時間帯(小学校の場合は、火曜日のみ、木曜日のみの勤務も可)
謝　金	1時間につき１,２４３円※交通費の支給はありません。 この金額は令和6年度の実績であり、令和7年度の額は未定です。
応募要件	小学校・中学校などで教職経験のある人、または教員免許状を取得もしくは取得見込みの社会人・学生
提出書類	・履歴書１通(市販用紙・応募者自筆)　・教員免許状(取得見込証明書)の写し
提出先	教育委員会事務局総務課
試験方法	口述試験

スクールサポート実施内容

	学生	場所	曜日	時間	教科
小学生	４～６年生	各小学校	火曜日 木曜日	午後４時～６時	国語 算数
中学生	１～３年生	各中学校	水曜日	午後３時１０分～ ５時１０分	数学 英語

いにしえの国 斑鳩文化財センターだより

斑鳩文化財センター（☎0745―70―1200）

斑鳩町内にある皇族ゆかりの墓

斑鳩町内に宮内庁が管理している古墳が２箇所あることをご存じですか？

今回は、11月24日(日)に、文化財担当者による斑鳩町古墳ツアーで巡った古墳の中から、宮内庁が管理している古墳をご紹介します。

▲富郷陵墓参考地　遠景

皇族のお墓とは

天皇や皇后などの墓のことを「陵」、その他の皇族の墓を「墓」といい、皇族の墓のことを総称して「陵墓」といいます。また、被葬者が特定できないものの、皇族の墓の可能性があるものなどを「陵墓参考地」として定め、「陵墓」とともに宮内庁によって管理されています。

陵墓や陵墓参考地は、前方後円墳や円墳、方墳などの墳丘をもつものや、五輪塔や宝篋印塔などの石塔、方形堂や多宝塔などの建物など、さまざまな形態があります。これらの陵墓は宮内庁により厳重に管理されていて、一般に立ち入ることは禁じられています。

富郷陵墓参考地（岡原古墳）

法輪寺と法起寺のほぼ中間に、「岡ノ原」と呼ばれる独立した丘陵があり、その山頂に、周囲に柵をめぐらせた直径30ｍ程度の円墳の岡原古墳があります。

岡原古墳は、聖徳太子の子である山背大兄王の墓「富郷陵墓参考地」とされています。しかし、この古墳がある岡ノ原の東側斜面地にある「岡原遺跡」から、岡原古墳のものとみられる円筒埴輪や形象埴輪などが出土していますが、山背大兄王が亡くなった7世紀より古い5世紀前半期頃の埴輪と考えられていて、山背大兄王と年代に差があります。なお、富郷陵墓参考地以外の山背大兄王の墓の候補地には、平群町にある西宮古墳や、斑鳩町西部の竜田川の西側で、現在、西の山住宅がある丘陵地があります。

樋崎古墳群（中宮寺宮墓地）

中宮寺は、飛鳥時代に創建された聖徳太子ゆかりの尼寺で、16世紀になると、皇族の女性を門跡（往職）に迎えるようになります。また、皇族や貴族が住職を務める寺院のことも「門跡」と呼びます。

中宮寺から北へ約900ｍの場所に、中宮寺門跡の墓地である「中宮寺宮墓地」があります。門跡を務めた皇族6人の石塔と、第3世門跡の父である後西天皇を祀る石塔のあわせて7基の石塔が東西に並んでいます。墓地の敷地は、周囲よりやや高い位置にあり、墓地北側のエリアを含めて宮内庁によって管理されています。墓地の敷地は生垣により囲われていて、その中に、直径が10ｍから15ｍほどの円墳が8基確認されています。

調査が行われていないため古墳がつくられた時期はわかりませんが、古墳群は小規模ながら良好に保存されています。

スマートフォンのアプリの「ＡＲ藤ノ木古墳散策」の中にある古墳スタンプラリーでも、この2箇所はデジタルスタンプのスポットになっています。ぜひみなさんも巡ってみてはいかがでしょうか。

秋を彩るコスモス

「斑鳩の里」の景観保全や、観光客の増加を目的として、ボランティアのみなさんの協力によりコスモスが栽培されています。

10月の下旬、史跡中宮寺跡歴史公園や法起寺の周辺では、コスモスが満開を迎え、きれいな花が咲き誇っていました。

さわやかな秋晴れのなか、町民や観光客が多く訪れ、鮮やかなコスモスの花の写真を撮ったり、子どもたちが公園内を元気に走り回ったりと、それぞれの秋を満喫していました。

▲史跡中宮寺跡歴史公園

斑鳩町 図書館だより

町立図書館（☎0745−75−7733）
E-mail：mailmaster@libraryikaruga.jp
HP:https://www.ikaruga-lib.jp

図書館へ行こう！

12月の図書展示（12月1日〜28日）

「掃除を極める!」をテーマに展示を行います。

★ミニ展示　「人権週間」関連展示

おはなし会

場所　町立図書館　児童フロア
定員　各10組（申込不要）

■ 冬のおはなし会（ストーリーテリング）

日時　12月8日(日)午後3時〜
協力　斑鳩おはなしの会
※ストーリーテリング…覚えたおはなしを本を見ないで語ること

■ 水曜日のおはなし会

日時　12月11日(水)午後2時〜
協力　ひこはな絵本の会
対象　0〜6歳

■ 土曜日のおはなし会

日時　12月21日(土)午後3時〜
協力　おはなしさんぽ
対象　小学生以下

■ としょかん　かみしばい劇場

日時　12月22日(日)午前11時〜
協力　劇団いかるが

お知らせ

年末年始のお休み・本の貸出について

年末年始の休館・休室期間は下記のとおりです。

町立図書館・公民館図書室
12月28日(土)〜1月3日(金)

年末年始の休館・休室にともない、
12月14日(土)〜27日(金)の期間は
15冊4週間の貸出を行います。

なお、ホームページ・斑鳩町電子図書館は、休館中でもご利用いただけます。

年始は
町立図書館　1月4日(土)午前9時30分から
公民館図書室　1月4日(土)午前10時から
開館・開室いたします。

ランキング9月

一般書 貸出ベスト3

1位「あたしンち　16」
（けら　えいこ）
2位「教誨」
（柚月　裕子）
3位「クスノキの女神」
（東野　圭吾）

児童書 貸出ベスト3

1位「がたんごとんがたんごとん」
2位「うみの100かいだてのいえ」
3位「かにむかし」

協働のまちづくり

斑鳩町 住民活動センターだより

住民活動センター（住民活動の拠点）から、今年度の協働のまちづくり活動提案事業団体の紹介、10月住民活動センター講座の開催報告です。

問合せ　住民活動センター（生き生きプラザ斑鳩内）
☎０７４５－７０－０９２３（直通）
✉ikarugakyodo@yahoo.co.jp
HP https://ikaruga-kyodo.jimdoweb.com/

「JR 法隆寺駅周辺のガーデニング植栽事業」

団体名：フラワーガーデニング会（担当課：都市創生課）

「斑鳩町の玄関口であるＪＲ法隆寺駅周辺に、花と緑を増やしたい」という思いから、団体を立ち上げ、植栽活動をはじめました。

駅南側緑地帯の草刈りを行い、コスモスの種をまき、花を植えたプランターを駅前に設置しました。しかし、今夏は猛暑で花が枯れて、植え替えを何度も繰り返しました。10月に入りチューリップの球根50個を植え、雨を待ちながら、パンジーとビオラも植えたので、これから駅前で花が咲きはじめます。

近隣の人から労いの声をかけていただくこともあり、会話をすることで活動のアピールにもなっています。通勤や通学、斑鳩町を訪れる人の目に触れ、心を和ませる美しい町の景観づくりをめざしています。

10/11（金）住民活動センター講座「『好き』を持ち寄るまちづくり」

～この地域に暮らすわたしたちの「好き」や「得意」を足したり掛けたりしながら楽しいまちをつくりませんか～

好きなことや得意なことを住民同士で共有すれば、つながりが生まれて、お互いが助けあい、活動を広げることも可能です。「WILL（意思をもってやりたいこと・好きなこと）・CAN（できること・得意なこと）・MUST（求められていること）」住民活動に必要な、この３つの要素のバランスについて萩原有紀さんが話されました。

参加者は自己紹介シートに、「現在の仕事や活動」「やってみたいこと」などを書き出し、グループに分かれて話しあいました。それぞれの持つ仕事や趣味から得たことを共有しあい、それらを活かしてまちづくり活動をしてみたい、と参加されたみなさんのつながりの輪ができました。

講師：萩原　有紀　氏

・「いかるが子どもの遊び場づくりの会」代表（H３０、R１、２年度斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業団体）
・「法隆寺フォレストロニカ」代表（住民活動センター登録団体）
・まちづくり純喫茶ファシリテーター
（ファシリテーターとは、地域の課題などを話しあう会議で中立的な立場に立ったうえで出された意見をまとめ、よりよい結論に導く役割を担う人のことです）

年末年始のごみ・資源物収集のお知らせ

ごみ・資源物の収集

○…収集します　×…収集はありません

種　類	地　区	12/20（金）	12/21（土）	12/22（日）	12/23（月）	12/24（火）	12/25（水）	12/26（木）	12/27（金）	12/28（土）	12/29（日）	12/30（月）	12/31～1/5（火）～（日）	1/6（月）	1/7（火）
可燃ごみ	火・金曜日地区	○	×	衛生処理場で8時30分から15時30分まで持ち込み受付	×	○	×	×	○	×	×	○	収集はありません	×	○
	月・木曜日地区	×	×		○	×	×	○	×	×	×	○		○	×
不燃ごみ	東地区	×	×		○（D地区）	×	×	×	×	×	×	×		○（A地区）	×
	西地区	×	×		×	○（H地区）	×	×	×	×	×	×		×	○（E地区）
枝葉・草類	月曜日地区	×	×		○	×	×	×	×	×	×	×		○	×
	火曜日地区	×	×		×	○	×	×	×	×	×	×		×	○
ビン・缶類ペットボトル	東地区	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×		×	×
	西地区	×	×		×	×	○	×	×	×	×	×		×	×
その他プラスチック類	東地区	×	×		×	×	×	○	×	×	○	×		×	×
	西地区	○	×		×	×	×	×	○	×	○	×		×	×
生ごみ分別収集（モデル自治会）	全地区	○	×		×	○	×	×	○	×	×	○		×	○
有害・危険なごみ	東地区	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×		×	×
	西地区	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×		×	×
粗大ごみ（注①）	予約	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×		○	○
	収集	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○	○

注意事項

◆ × 印の日の収集はありません。

◆ 12 月 29 日（日）は、全町域で「その他プラスチック類」の収集を実施し、12 月 30 日（月）は全町域で「可燃ごみ」および「生ごみ分別収集（モデル自治会）」の収集を実施します。

◆ 12 月 28 日（土）～1 月 5 日（日）の間は、衛生処理場への持ち込みはできません。
衛生処理場への持ち込みは、年内は 12 月 27 日（金）まで、年始は 1 月 6 日（月）から持ち込み可能です。
また、休日の持ち込みは、年末では 12 月 22 日（日）、年始では 1 月 11 日（土）も実施していますので、ご利用ください。

◆ 年末年始の各地区の収集日は、例年排出量が多く、通常の収集時間より遅れる場合があります。
また、12 月 29 日（日）と 30 日（月）は全町域での収集となりますので、通常とは収集ルートや収集時間が異なる場合がありますので、ご了承ください。

注①粗大ごみ（軒先収集）の予約と収集

予約場所…町粗大ごみ処理予約事務所（☎0745-75-3663）

予約受付時間…12 月 27 日（金）まで（午前 8 時 30 分～午後 5 時）

収集時間…12 月 27 日（金）まで（午前 8 時 30 分～午後 3 時）

※予約は年末年始に集中しますので、なるべく早めにご予約ください。予約の状況により希望の日に収集できないこともありますので、ご了承ください。

寄附のお礼

斑鳩町猟友会支部長　吉田　博　様

18万円

（有害鳥獣駆除対策事業として）

厚くお礼申しあげます

催し

生活経済講座　受講生募集

『デジタル活用講座』スマートフォンを活用しよう

中央公民館（☎0745㉞1511）

スマートフォンに入ってくるいたずらや詐欺メールの対策、安全に使うための基本などを学びませんか。また、災害に備えて、ハザードマップでさまざまな災害のリスクを知っておきませんか。そして、スマートフォンの有効活用法を身に付けましょう。

当日の講座ではスマートフォンの貸出もできます。（受講無料）

日時　1月24日（金）午前9時30分～11時50分

場所　中央公民館　創作室

対象　町在住・在勤の人

講師　NTTドコモ

定員　15人（事前申込制・先着順）

持物　スマートフォン（貸出可能）

申込　12月9日（月）～24日（火）に中央公民館窓口または電話でお申し込みください。

第38回小田原尊徳マラソン参加者募集

中央体育館（水曜休館）（☎0745㉟3100）

斑鳩町と法隆寺ゆかりの都市文化交流協定を結んでいる神奈川県小田原市で開催されるマラソン大会の参加者を募集します。

日時　3月9日（日）

場所　神奈川県小田原市

参加種目　ハーフマラソン　10㎞マラソン

募集人数　20人程度（事前申込制・先着順）

募集資格　町在住・在勤の人

参加日程　3月8日（土）～9日（日）

※集合時間・宿泊費等は、エントリー完了後、別途ご案内します。

募集期限　12月20日（金）まで

参加費　ハーフ・10㎞とも1人　6,000円（傷害保険含）

※大会の詳細は、小田原尊徳マラソンホームページでご確認ください。

※エントリー完了後にキャンセルした場合は参加費の返却はできません。

その他費用

現地での食事、宿泊費等は個人での支払い・精算とします。

※宿泊は、事務局で斡旋します。（ビジネスホテルを予定）（キャンセルした場合、宿泊費のキャンセル料が発生する場合があります）

申込方法　所定の申込書（中央体育館に設置）に必要事項を記入のうえ、中央体育館へ参加費とともに提出してください。

主な連絡先

斑鳩町役場 ☎0745-74-1001
上下水道課（上水道係） ☎0745-74-1401
上下水道課（下水道係） ☎0745-74-2406
町立図書館 ☎0745-75-7733
中央公民館 ☎0745-74-1511
東公民館 ☎0745-74-4122
西公民館 ☎0745-75-3911
中央体育館 ☎0745-75-3100
斑鳩文化財センター ☎0745-70-1200
生き生きプラザ斑鳩 ☎0745-70-1000
保健センター ☎0745-70-0001
子育て支援課 ☎0745-75-1152
斑鳩町地域包括支援センター ☎0745-74-5666
斑鳩町観光協会 ☎0745-74-6800
ふれあい交流センター いきいきの里 ☎0745-74-0990
衛生処理場 ☎0745-74-2371
西老人憩の家 ☎0745-74-1517
東老人憩の家 ☎0745-74-5050
ふらっぴん♪ ☎0745-44-3177
いかるがホール ☎0745-75-7743
三室休日診療所 ☎0745-74-4100
斑鳩町シルバー人材センター ☎0745-75-0884

広告

ウィンターコンサート

斑鳩シンフォニック・バンド　浦野（☎090・4855・3464）

日時　12月22日(日)
午後1時開場・2時開演

場所　いかるがホール　大ホール

内容　NHK大河ドラマ「光る君へ」テーマ・舞台管弦楽のための組曲
第1番より・お楽しみ企画など

主催　斑鳩シンフォニック・バンド

入場料　前売り　500円
当日　700円

※前売り券の予約は、fax（☎0745㉕2155）、専用サイト、またはいかるがホールへ

12月の納税

納期限　12月25日(水)

○固定資産税(第3期分)
・・・税務課(☎内線153)

○国民健康保険税
後期高齢者医療保険料
(普通徴収・第6期分)
・・・国保医療課(☎内線114)

○介護保険料
(普通徴収・第6期分)
・・・福祉課(☎内線126)

お忘れなく納付してください。

募集

令和7年度 学童保育入室児童の受付

生涯学習課(☎内線223)

対象　保護者が仕事や病気などの理由で昼間常に不在である小学1～4年生の児童。
(定員に余裕があり、特別な事情がある場合に限り、小学5・6年生の児童を受け入れる場合があります。詳しくは、生涯学習課へご相談ください)

開室期間　令和7年4月1日～令和8年3月31日
※日曜日、祝日、年末年始(12月28日～1月4日)は休室

開室時間
【通常保育】
・平日　放課後～午後6時30分
・学校休業日
午前7時45分～午後6時30分
【延長保育】
・平日、学校休業日とも
午後6時30分～7時30分

開室場所・定員
・斑鳩学童保育室
(斑鳩小学校内)…140人
・斑鳩西学童保育室
(斑鳩西小学校内)…100人
・斑鳩東学童保育室
(斑鳩東小学校内)…110人

申込　12月2日(月)～27日(金)
【期日厳守】に、所定の申請書と必要書類を生涯学習課へ提出してください。申請書などは生涯学習課で配布、またはホームページからダウンロードも可能です。

その他
・現在入室されている児童で来年度も入室を希望される場合も必ず申請書を提出してください。
・定員を超えた場合は、保育の必要性の高い児童からの入室となります。

広報クイズ

町政や広報についてのご意見・ご要望も、お書き添えください。

Q　12月15日(日)に開催される自治会連合会主催の防災講演会の講師は(　　)さん
(　　)に入る人名は?

①片平 敦　②中西　和夫　③正木　明〈12月16日(月)必着〉

応募方法　クイズの答え・住所・氏名・電話番号を、はがき(〒636-0198 斑鳩町役場・広報クイズ係)、fax (0745-74-1011)、Eメール (soumu@town.ikaruga.nara.jp)のいずれかの方法で役場まで。正解者のなかから、抽選で2人に**斑鳩町商工会で購入できる「斑鳩ブランド認定品」商品券1,000円分**をプレゼントします。プレゼントの当選発表は、発送をもってかえさせていただきます。

11月号広報クイズの答　①ヤギ　(応募件数14)

町民憲章

(平成9年5月9日制定)

わたしたちは、聖徳太子ゆかりの斑鳩のまちに住むことを誇りとし、「和」の精神を尊び、明るく豊かな郷土をつくります。

一、歴史と文化を大切にし、貴重な遺産を次の世代に伝えます。
一、恵まれた自然との調和をはかり、やすらぎのあるまちにします。
一、人権を尊重し、心のふれあうまちをめざします。
一、ともに生き、ともに学び、未来を拓く活力のあるまちにします。
一、知恵と力を出し合い、住みよいまちを築きます。

◀町の花「さざんか」

広告

お知らせ

12月4日から10日までは人権週間です

住民課（☎内線163）

12月4日から10日までを「人権週間」と定め、広く国民に人権尊重思想の普及高揚をはかることとしています。

斑鳩町には、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。秘密は守られますので、人権に関することでお悩みのときは、気軽にご相談ください。

（敬称略）

・上田　昌功
・植村　俊彦
・岡田　昌樹
・北山　裕見子
・中井　充啓
・松田　博美
・森田　敬子
・吉村　和栄

相談日
毎月第2水曜日
午後1時～4時

相談場所
役場1階
第3会議室

斑鳩町パートナーシップ宣誓制度

町では、町民一人ひとりが価値観や個性の違いを多様性として認め合い、互いに人権を尊重しあえる社会の実現をめざし、令和5年4月1日から、斑鳩町パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

住民課（☎内線161）

パートナーシップ宣誓制度とは？

一方または双方が性的マイノリティ（性的指向や性自認のあり方が少数派である人）の二人が互いに人生のパートナーであることを宣誓し、町が宣誓の事実を証明するものです。

＊**性的マイノリティ**…ＬＧＢＴＱを含む、性的指向・性自認のあり方が少数派の人

＊**ＬＧＢＴＱとは**…一般的に、**L**：レズビアン（女性の同性愛者）、**G**：ゲイ（男性の同性愛者）、**B**：バイセクシャル（両性愛者）、**T**：トランスジェンダー（からだの性とこころの性が異なる人）、**Q**：クエスチョニング（自分自身の性を決められない、決めたくない人）を指します。また、ＬＧＢＴＱ以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人など多様な人がいます。

なお、昨年6月には、ＬＧＢＴ理解増進法※が成立し、国において、性的マイノリティの人たちへの理解増進に向けた施策・取り組みが進められています。

パートナーシップ宣誓制度で何が、どう変わるの？

この制度の対象となる人は、法律上の婚姻が認められないため、日常生活において家族として扱われるべきさまざまな場面（相続や税の控除など）で多くの困難に直面しています。

斑鳩町パートナーシップ宣誓制度は町独自の制度のため法的拘束力はありませんが、当事者間の安心感や性の多様性への社会的な理解が広がることをめざしています。

なお、本宣誓証明書は、町営住宅の入居申し込みで利用できるほか、民間サービスで利用できるものもあります。

※性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

斑鳩町は、性的マイノリティであるカップルが、パートナーとして宣誓したことを証することにより、日常生活の生きづらさを軽減し、お二人がいきいきと活躍できるよう取り組んでいます。

性の多様性を認めあう、「人権尊重のまちづくり」に向けて、町民・事業者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

＊パートナーシップ宣誓制度の手続き、流れ、必要書類など詳細は、町ホームページをご覧ください。

12月の相談

	内　容	相　談　日	時　間	場　所	申　込
無料法律相談	不動産、相続、離婚、損害賠償、金銭貸借、保証など民事上のトラブルなどに関する相談	10日(火)、17日(火)、24日(火)（電話予約申込順）	13:00～16:00	役場1階第2会議室	住民課（☎内線163）
消費生活相談	契約のトラブル、悪質商法、商品の品質・欠陥など消費生活全般に関する相談	5日（木）、12日（木）、19日（木）	13:00～16:00	役場1階第3会議室	申込不要 安全安心課（☎内線273）
		26日(木)	9:00～16:00		
人権相談	人権の侵害や差別に関する相談（オンライン相談も可）	11日(水)（毎月第2水曜日）	13:00～16:00	役場1階第3会議室	住民課（☎内線163）
行政相談	行政の仕事や手続き、サービスに関する相談	3日(火)			
青少年悩みごと教育相談	青少年の悩みや不安といった心の問題に関する相談（オンライン相談も可）	毎週火・金・土曜日（31日を除く）	9:00～16:00	中央公民館	申込不要 電話相談可能 ☎0745-74-0077
出前サポステ若者自立の無料相談	働くことについて悩みを抱える15～39歳くらいまでの若者やその保護者を対象とした相談・支援	27日(金)（毎月第4金曜日）	10:00～12:00	中央公民館	若者サポートステーションやまと ☎0744-44-2055 fax0744-44-2056
創業支援相談	事業計画書の作成支援や創業全般に関する相談	10日(火)	18:00～20:00	商工会館	斑鳩町商工会 ☎0745-74-2500
子育て相談	子育てについてのさまざまな悩みを心理士などがお受けします	毎週火曜日 毎月第2・第4水曜日（31日を除く）	9:00～16:00	生き生きプラザ斑鳩相談室	子育て支援課 ☎0745-75-1152
女性のための相談	女性が抱えるあらゆる悩みの相談（オンライン相談）	27日(金)（第4金曜日）	13:00～16:20	役場会議室または自宅など	予約専用 ☎0745-75-9269 休日を除く 8:30～17:15

※相談の時間が9:00～16:00の場合は、12:00～13:00の間は不在となります。

年末特別警戒実施

まほろ隊長

年末の繁忙期を迎え、ストーブなどの火気器具を使用する機会が増加します。みなさんに火災のない明るいお正月を迎えていただくため、奈良県広域消防組合西和消防署、斑鳩町消防団では年末火災予防運動を実施します。

つい忙しさで火の元の確認がおろそかになりがちです。お出かけや就寝前には戸締りと火の元の確認を行いましょう。心がけ一つで火災は防ぐことができます。火の取り扱いには十分注意してください。

てんいち先生

※「てんいち」とは、てん（英語の10）と、いち（1）を合わせて11（毎月11日は人権を確かめあう日）という意味です。

12月1日は世界エイズデー

世界エイズデーは、世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機構）が１９８８年に制定したもので、毎年１２月１日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

令和６年度、世界エイズデーキャンペーンのテーマは
「U=U　知ることから、もう一度。12月1日は世界エイズデー。」
です。

＝健康マイレージポイント対象事業です

パパママスクール（冬コース）

～家族でわくわくハッピーマタニティライフ～（事前申込要：電話申込可）

テーマ	実施日	実施時間	対象者	内容
妊娠のおはなし **～パパとママのマタニティライフ～**	1月20日(月)	13:30～15:30	・妊婦 ・妊婦の家族	○妊娠の経過と過ごし方・妊娠中の食事について　妊婦体操・パパの妊婦体験 **申込**：1月17日(金)まで ※動きやすい服装でお越しください。
お産のおはなし **～パパとママの出産準備～**	2月17日(月)			○お産のすすみ方と過ごし方・パパの役割について・呼吸法と産痛緩和マッサージ(練習) **申込**：2月14日(金)まで ※動きやすい服装でお越しください。
育児のおはなし **～赤ちゃんとの生活をイメージしよう～**	3月15日(土)	9:30～11:30		○赤ちゃん人形で沐浴体験・着替え・抱っこ練習　パパとママの役割分担シミュレーション **申込**：3月14日(金)まで

持物：母子健康手帳、父子健康手帳（パパも参加の場合）、筆記用具、健康マイレージポイントカード
申込：各回先着12組

子ども健康カレンダー

（事前申込要：電話申込可）

事業名	実施日	受付時間	対象者	内容等
助産師相談	12月18日(水) 12月25日(水) 1月8日(水) 1月15日(水)	9:00～10:30	妊娠中の人や乳幼児の保護者	○産前・産後についての相談や母乳育児・授乳などについての相談 **持物**：母子健康手帳、バスタオル **申込**：各実施日の前日まで
乳幼児相談 **（育児・栄養相談）**	①12月23日(月)	9:30～10:30	就学までの児	○育児や食事のことなどについての相談 **持物**：母子健康手帳　(※身体計測希望の場合はバスタオル) **申込**：①12月20日(金)まで ②1月9日(木)まで
	②1月10日(金)	13:30～14:30		
パパのための子育てなんでも相談	12月25日(水) 1月8日(水)	13:00～15:00	妊婦の夫・パートナー 子育て中の男性	○出産・子育てに関する悩み、家族に対する関わり方への不安などについての相談 **申込**：実施日の前日まで **方法**：来所または電話
身体計測	1月10日(金)	9:30～11:00	就学までの児	○身長・体重・頭囲・胸囲測定 **持物**：母子健康手帳、バスタオル、健康マイレージポイントカード **申込**：実施日の前日まで

斑鳩町 保健センターだより

保健センター（☎0745−70−0001）
（fax0745−74−0903）

＝健康マイレージポイント対象事業です

健康診査を受けましょう！

40 歳以上の斑鳩町国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者には、町から健康診査受診券を郵送しています。その他の医療保険に加入している人はご加入の保険者にご確認ください。

※以下に該当する 40 歳以上の人は、町内の委託医療機関による受診となりますので、保健センターで受診券発行の手続きが必要です。

- **年度途中に加入健康保険が国民健康保険へ変わった人**
- **生活保護を受給している人**

ノロウイルスによる食中毒に注意しましょう！

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、一年を通して発生していますが、特に冬季に流行します。

ノロウイルスは、手指や食品などを介して感染します。ノロウイルスにはワクチンがなく、また、治療は対症療法に限られます。したがって、周りの人たちと一緒に予防対策を徹底することが大切です。

感染経路	症　状
【食品からの感染】 ●感染した人が調理などをして汚染された食品 ●ウイルスが蓄積した、加熱不十分な二枚貝など 【人からの感染】 ●感染者の糞便や嘔吐物からの二次感染 ●家庭や施設内などでの飛沫などによる感染	【潜伏期間】 ●感染から発症まで２４～４８時間 【主な症状】 ●吐き気、嘔吐、下痢、腹痛、微熱が１～２日続く。 ※感染しても、症状のない場合や、軽い風邪のような症状のこともあります。

食中毒予防のポイント

【作業前などの手洗い】
指先、指の間、爪の間、手首、手の甲など、汚れの残りやすいところを丁寧に洗いましょう。

【調理する人の健康管理】
症状があるときは、食品を直接取り扱う作業をしないようにしましょう。

【調理器具の消毒】
洗剤などで十分に洗浄し、熱湯で加熱をしましょう。

おとな ■ がん検診予定表（集団検診）

守ろう！あなたの健康
～がん検診を受けましょう～

事業名	実施日	時　間	対象者	注意事項
今年度最終です 大腸がん検診	12月17日（火） 容器提出日	9：00～ 11：00	35歳以上	○容器は提出日１週間前までに保健センターで購入してください。（容器代220円）※事前申込不要 ☆持物：健康手帳、健康マイレージポイントカード ☆結果：4週間前後で異常の有無にかかわらず、通知します。 ☆手話通訳が必要な人は事前申し込みが必要です。

■ 健康相談予定表（事前申込要：電話申込可）

事業名	実施日	受付時間	対象者	内容等
こころの健康相談 （精神保健福祉士による）	①1月6日(月) ②1月20日(月)	13：00～ 15：00	各回2人	○気分が落ち込みやすくなった、理由もなく涙が出る、最近家族のようすがおかしいなどの相談 **方法**：面談または電話 **申込**：①12月26日（木）まで　②1月17日（金）まで

パゴにっきプラス

友好都市（兵庫県太子町、大阪府太子町、長野県飯島町）で斑鳩町をPR

11/3,10,16

友好都市でイベントが開催され、斑鳩町の魅力や特産品をPRしました。

斑鳩町の観光キャンペーン大使も参加し、ブースは大きな賑わいを見せ、斑鳩町の特産品も好評でした。

11/3

▲第28回太子あすかふるさとまつり（兵庫県太子町）

11/10

▲ふれあいTAISHI2024（大阪府太子町）

11/16

▲第13回いいちゃん産業祭り（長野県飯島町）

広報 斑鳩（いかるが）

12月号

令和6年12月1日発行
（通巻711号）

人の動き

28,070人
（前月比 −5）
男13,302人
女14,768人

12,287世帯
（前月比 +3）

（令和6年10月31日現在）

問合せ
斑鳩町総務部総務課

〒636-0198
奈良県生駒郡斑鳩町
法隆寺西3丁目7−12
☎ 0745-74-1001
fax 0745-74-1011
※かけ間違いに注意！

Eメール
info@town.ikaruga.nara.jp
ホームページ
https://www.town.ikaruga.nara.jp/

＊この「広報斑鳩」は毎月１日を挟む前後３日間（４月は１～３日、12月は25～27日）で、町内の全家庭に直接お届けしています。ご近所で配布されていない家庭がありましたらご連絡ください。

問合せ：総務課（☎0745-74-1001　内線274）